

京都市訓令甲第19号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表産業観光局の款中 「 産業戦略部 商工部 」 を 「 産業戦略部 」 に改める。

別表保健福祉局の款子育て支援部の項児童福祉センターの目を次のように改める。

児童福祉センター	総務課の保育士、福祉施設指導員及び心理職員（専ら青葉寮の廃止に伴う引継ぎに係る業務に	交替に午前8時30分から午後5時15分まで 午後1時15分から午後10時まで	一般職員に同じ	一般職員に同じ
----------	--	---	---------	---------

従事する職員に限る。)			
児童相談所相談課の保育士及び福祉施設指導員（一時保護業務に従事する職員に限る。）	交替に  午前8時30分から午後5時15分まで  午前11時30分から午後8時15分まで  午後0時30分から午後9時15分まで  午後1時30分から翌日の午前9時30分まで	1時間。ただし、午前9時30分までの勤務については、4時間30分	4週間を通じて8日

別表保健福祉局の款子育て支援部の項保育課の目を削る。

別表建設局の款及び左京区役所の款を次のように改める。

建設局	自転車政策推進室	放置自転車等対策業務に従事する職員（地方公務員法第28	交替に  午前8時45分から午後5時30分まで  午後0時15分から午後9時まで	一般職員に同じ	4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月
-----	----------	-----------------------------	--	---------	--------------------------------------

		条の4 第1項 又は第 28条 の6第 1項の 規定に より採 用され た職員 に限る。 )		31日ま で
--	--	---	--	-----------

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この訓令の施行の日前から引き続く勤務に関するこの訓令による改正後の京都市職員の勤務時間等に関する規程の規定の適用については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)